

燃ゆる感動かごしま国体屋久島町売店設置運営要項

1 目的

この要項は、「燃ゆる感動かごしま国体屋久島町観光・接伴実施計画」に基づき、燃ゆる感動かごしま国体」において、かごしま国体OWS競技屋久島町実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する売店の設置及び運営について、必要な事項を定める。

2 設置場所及び期間

売店の設置場所は、大会競技会場内とし、設置期間は、原則として競技日のみとする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更できるものとする。

3 開設時間

売店の開設時間は、原則として開始式又は競技開始1時間前から閉会行事等終了後30分までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更できるものとする。

4 出店数・位置及び規模

出店数及び出店位置は、実行委員会が決定する。

出店規模は、原則として1店舗当たり1ブースイベントテント1つ又は半分とする。ただし、実行委員会が出店状況等を勘案し、必要に応じてこれらを変更できるものとする。

5 販売品目等

売店における販売品目は次に掲げるものとする。

(1) スポーツ用品

(2) 国体記念グッズ

国民体育大会標章又はマスコット「ぐりぶ一等」を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又は、燃ゆる感動かごしま国体・燃ゆる感動かごしま大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）の使用承認、許可番号を得ているもの。

(3) 郷土物産品

ア 屋久島町又は、鹿児島県の名産品として、営業店舗等で販売しているもの。

イ 屋久島町又は、鹿児島県産の農産物、農産加工品及び水産加工品

(4) 飲食物

ア 製造加工品（弁当類を除く。）

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造されたもので、容器包装等により衛生的な措置が取られ、かつ、法令等の規定に基づく、適正な表示がなされているもの。

(5) 宅配便

(6) その他実行委員会が特に必要と認めたもの

6 出店者条件

売店の出店者は、次の条件を満たす者とする。

(1) 原則として町内に店舗を有し、申請時に1年以上営業を継続していること。ただし、次に該当するものについては、この限りではない。

ア 第73回大会以降の国体及び国体競技別リハーサル大会に出店実績がある者

イ 競技団体等の推薦があり、実行委員会が必要と認めた者

ウ その他特段の理由により実行委員会が認めた者

(2) 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。

(3) 営業店舗が、法令等に違反して過去1年間処分を受けていないこと。

- (4) 申請書提出日時点において、町税（屋久島町が賦課徴収するものに限る。）及び町に納付すべき使用料に滞納がないこと。
- (5) 出店者の役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないこと。また、販売員等として暴力団員等を使用又は雇用していないこと。

7 飲食物販売出店者条件

保健所での手続きが必要な飲食物販売の出店者については、次の条件も満たす者とする。

- (1) 食品衛生関係法令に規定する営業許可施設の営業許可を受けること。
- (2) 営業店舗が過去3年間食中毒発生の事故歴がないこと。

8 経費の負担

- (1) 売店の運営に関する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は、売店の設置及び撤去等に要する経費相当分として、実行委員会が別に定める出店料を負担するものとする。ただし、実行委員会が特に認めた者は、この限りでない。
- (3) 出店者は、指定した期日までに出店料を別途指定した口座に振り込むこととし、その手数料は出店者の負担とする。
- (4) 既納の出店料は還付しない。ただし、実行委員会が特に必要があると認めた場合は、この限りではない。

9 運営設備等

出店規模に伴う設備等の基準は、次のとおりとし、設備は、実行委員会が準備する。

- (1) 1ブースあたりのスペース イベントテント1つ又は半分
 - (2) 1ブースあたり長机 4台以内（テント半分の場合は2台以内）
 - (3) 1ブースあたり椅子 4脚以内（テント半分の場合は2脚以内）
- 実行委員会の準備品以外に必要な物品等は、出店者で準備する。

10 出店者募集

出店者の募集に関する事項は、競技団体と調整の上、実行委員会が決定する。

11 出店申請

売店出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、実行委員会が別に定める申請書及び関係書類に売店責任者及び従業員の本人確認書類を添えて、実行委員会に提出しなければならない。

12 売店出店者の選定及び許可証の交付

実行委員会は、本要項に基づいて出店者の選定を行い、売店の設置目的、来場者のニーズ及び郷土物産品のPR等を考慮し、適当であると認めた者に対して出店を許可する。ただし、出店申請者数が競技会場の予定売店数を超えたときは、別に定める要項により決定する。

実行委員会は、出店を許可した者に対し、出店料の納付確認後、別に定める売店出店許可証を交付する。

13 保健所への手続き

臨時営業許可を必要とする出店者は、売店許可決定通知書を受け取ったときは、速やかに屋久島保健所に許可申請を行い、受付印が押された許可申請書の写しを実行委員会へ提出しなければならない。

14 売店監督員

- (1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置くこととする。

- (2) 売店監督員は、実施本部員とし、現場を巡回して本要項に基づき、売店の設置運営等に関する事項を監督するものとする。

15 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従事者の中から売店責任者を定め、売店開設中常駐させるものとする。
- (2) 売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 食品を取り扱う売店責任者は、調理・保管、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

16 禁止事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は管理運営を第三者に委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 許可された品目以外のものを販売すること。
- (5) 危険物を販売すること。ただし、実行委員会が土産品等と認めた物はこれを除く。
- (6) 土産品等の紹介として、アルコール飲料の試飲を行うこと。
- (7) 拡声器及び音響器具類を使用すること。
- (8) 火気を使用すること。
- (9) その他、大会運営に支障をきたす行為をすること。

17 遵守事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは各自で搬出及び処理を行い、常に環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適正な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは提示しないこと。
- (5) 飲食物を販売する売店にあつては、ブース前にごみ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとること。
- (6) 販売品等の搬入搬出に使用する車両は、実行委員会に申請した車両とすること。
- (7) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (8) 従事者の服装は、清潔な衣服を着用し、実行委員会が交付する識別票（IDカード等）を着用すること。
- (9) 接客にあたっては、おもてなしの心で親切かつ丁寧な対応を心がけること。
- (10) 飲食物を販売する売店にあつては、食品衛生関係法令上の規定を遵守するとともに保健所の指導に従うこと。
- (11) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず安全確保のため、売店の閉鎖等の指示を出した場合、その指示に従うこと。
- (12) 従事者の変更、追加、削除等があった場合、直ちに実行委員会に報告することとし、その際には、当該従事者の本人確認書類を添付すること。
- (13) 実行委員会が開催する出店者説明会に必ず参加すること。（島内出店者に限る。）
- (14) 関係法令等を遵守し、施設管理者、実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。

18 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任で行うものとし、実行委員会は、火災及び盗難その他不可抗力による災害に対しても、一切の責任を負わないものとする。

19 事故発生時の対応

売店責任者は、売店において事件又は事故が発生したとき、初期対応に当たるとともに、実施本部に直ちに連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者又は不審物を発見した時は、売店責任者は直ちに実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

20 許可の取り消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当した場合、別に定める売店出店許可取消通知書により売店出店許可を取り消すことができるものとする。この場合において、出店者は、実行委員会に対して損害賠償及び既に納めた出店料の返還を請求することはできない。

- (1) 関係法令及びこの要項に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実行委員会が売店の運営管理において不適當と認めたとき。

21 損害賠償

出店者（従事者を含む。）は、会場内の施設又は第三者に対して損害を与えた場合、その損害賠償の責任を負うものとする。なお、損害賠償に備え、損害賠償保険等に加入しておくこと。

22 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、実施本部の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠った場合、実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

23 補填及び補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を実行委員会に請求することはできない。

24 個人情報情報の取扱

売店販売員等の個人情報については、実行委員会が売店設置運営のためにのみ使用するものとし、その他の目的には使用しない。

25 その他

この要項に定めるもののほか、売店設置運営に関して必要な事項は別に定める。